

浦臼町

障がい者活躍推進計画

令和7年4月

策定にあたって

1 計画策定の趣旨

○ 浦臼町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、働きやすい職場環境の整備、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

○ 令和元年6月に、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して、障がい者を雇用する責務が示されたとともに、厚生労働大臣が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

○障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう取り組んでいくことが重要であること考え、令和2年度に「障がい者活躍推進計画」を策定し、令和6年度末に計画の終期を迎えたことから、このたび計画を更新することとしました。

本計画のもと、障がいのある職員を全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2 計画期間

○令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間といたします。

○なお、計画期間内において、取組状況等を把握・検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 周知・公表

○策定又は改定を行った計画は、職員に対し周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適正な方法で公表いたします。

○また、計画に掲げる取り組みの実施状況等についても、定期的に周知・公表いたします。

浦臼町障がい者活躍推進計画

機関名	浦臼町(町長部局)
任命権者	浦臼町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
浦臼町(町長部局)における障がい者雇用に関する課題	浦臼町においては、浦臼町教育委員会、浦臼町議会、浦臼町農業委員会と採用活動を一体として行っている。(教育委員会、議会、農業委員会へは出向) 令和6年6月1日時点においては、法定雇用率を満たしているが、本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
1.採用に関する目標	【実雇用率】 各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 (参考)令和6年6月1日時点の実雇用率 3.51% 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握、進捗管理を行う。
2.定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1.障がい者の活躍を推進する体制整備	障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 障がい者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を総務課庶務係に設定します。 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	新規に採用した障がい者については、定期的な面談等により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じることとします。なお、措置を講じることとします。なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わないものとします。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみを受入れをする。
その他	
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。	